

■ 寄附額の状況

寄附年度	寄附件数	寄附額
令和2年度	2件	55,000千円
令和3年度	13件	58,615千円
令和4年度	24件	65,600千円
令和5年度	6件	71,500千円
令和6年度	1件	20,000千円
計	46件	270,715千円

■ 事業の評価

令和5年度は、地域農業6次化プロジェクト事業、スポーツを通じた地方創生プロジェクト事業、気候変動対策啓発事業、SDGs未来都市推進事業及び郡山新事業開発プロジェクト事業を実施しました。企業版ふるさと納税については、地方創生に資する事業へ幅広く活用可能であり、市外企業への効果的な働きかけが重要であることから、市ウェブサイトへの掲載はもとより、内閣府「企業版ふるさと納税ポータルサイト」に別紙資料を掲載するなどPRに努めました。

■ 今後の取組方向

スポーツを通じた地方創生プロジェクト事業（プロスポーツチーム等と連携した地域振興（スポーツ教室、学校訪問、グッズ開発、体育施設改修））

地域農業6次化プロジェクト事業（鯉・ワイン生産地見学、郡山市産食材を使用した料理を味わうツアーの実施）



■ 寄附を受け実施した事業または実施予定事業

事業実施年度 (予定)	事業名	寄附充当額 (予定)
令和2年度～ 令和6年度	地域農業6次化プロジェクト事業 (園芸畜産振興課)	5,000千円
	スポーツを通じた地方創生プロジェクト事業 (スポーツ振興課)	211,915千円
令和4年度	気候変動対策啓発コンテンツの整備事業 (環境政策課)	10,000千円
令和5年度	気候変動対策啓発事業 (環境政策課)	600千円
	SDGs未来都市推進事業 (政策開発課)	2,000千円
令和5年度～ 令和6年度	郡山新事業開発プロジェクト事業 (産業創出課)	40,000千円
令和6年度	郡山市制施行100周年記念事業 (政策開発課)	900千円
	健康推進事業 (健康づくり課)	300千円
	計8事業	270,715千円

## スポーツを通じた地方創生プロジェクト

プロスポーツチーム等と連携した地域振興(スポーツ教室、学校訪問、グッズ開発、体育施設改修等)のプロジェクトに取り組んでいます。  
持続可能な郡山の創生にご協力をお願いします。



## 日本遺産魅力発信推進プロジェクト



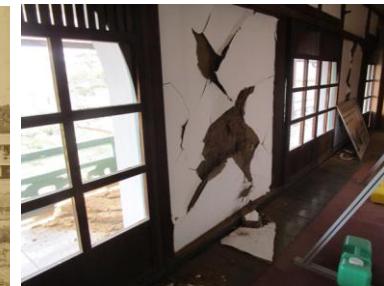
郡山地域における発展の礎を築いた日本遺産「一本の水路」を活用し、観光誘客やシビックプライドを醸成しています。  
日本遺産ストーリーを次世代へ継承し、地域活性化に寄与する事業へのご支援をお願いします。

## 文化財の再生を通じた地方創生プロジェクト

郡山市発展の礎「安積開拓」のシンボル、開成館。初期の擬洋風建築物として残存する希少な文化財で、子どもから大人まで、ふるさとの歴史にふれる場として利用されてきました。  
2度にわたる福島県沖地震で大きな被害を受けましたが、復旧及び耐震補強を行い、再開を目指しています。



(宮内庁三の丸尚蔵館所蔵)



■ 制度概要

企業が地方創生を応援する税制(2020~2024)  
⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について税額控除の優遇措置

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいように**税負担軽減(最大約9割)**
- 寄附額の下限は10万円**と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 本社が所在する地方公共団体へは対象外
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

地方公共団体が設置した基金へ積み立てれば、  
複数年度間で事業費と寄附金の調整が可能

■ 制度活用の流れ

①地方公共団体が  
地方版総合戦略を基に  
地域再生計画を作成

地域再生計画  
「郡山市まち・ひと・  
しごと創生推進計画」

令和2年11月6日認定済

②国による計画の認定



内閣府

③企業の寄附  
地方創生の取組  
に対する寄附



企業

- 郡山市では、
- 総合戦略を基にした包括認定のため、**地方創生に資する事業に幅広く活用可能**
  - 基金も設置済であり、**企業の寄附したいタイミングに柔軟に対応可能**

【参考資料】企業版ふるさと納税の大幅な見直し（2020年度）

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組み。

地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度を大幅に見直し。

これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとされた。

		<b>拡充</b>	軽減効果 最大 約9割に
通常の寄附	現行		
損金算入 約3割	税額控除 最大3割	<b>税額控除 最大3割</b>	企業 負担 (約1割)

○税額控除割合の引上げ

税の軽減効果が、  
**寄附額の最大約9割（現行最大約6割）**

○適用期限の延長

税額控除の特例措置の  
**適用期限が5年間（2024年度まで）延長**

○認定手続きの簡素化

地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請  
・認定が可能。

**（※地域再生計画の包括認定）**

○併用可能な国の補助金・交付金の範囲の拡大

地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大。

○寄附時期の制限の大幅な緩和

地域再生計画の認定後、「寄附（受入れ）の金額の目安」の範囲内であれば、**事業費確定前の寄附の受領が可能**